

# 国際審査官協議に参加して ～アルゼンチン～

審査第四部 デジタル通信 岡 裕之

## 抄録

筆者は、2016年4月に1週間アルゼンチンに派遣、JPOとアルゼンチン国家産業財産権庁との間で初めて行われた国際審査官協議に参加する機会を頂きました。本稿では、派遣中に得られた知見をもとに、アルゼンチン国家産業財産権庁の概要や、アルゼンチンの特許制度及び審査実務、さらに派遣中の現地での活動概要などについてご紹介します。

## 1. はじめに

我が国企業の権利取得や海外事業展開の支援の観点、JPOの特許審査実務・特許審査結果の普及・活用を目指す観点から、国際審査官協力を推進する対象国・地域としてASEAN各国や中南米などの新興国・地域の重要性が高まりつつあります。BRICs(ブラジル・ロシア・インド・中国)に続く潜在的な成長力を持つグループVISTA(ベトナム・インドネシア・南アフリカ・トルコ・アルゼンチン)の一員であるアルゼンチンは、自国経済の安定化が進めば高度成長に入る可能性を秘めている国の一つとされています。

JPOはアルゼンチン国家産業財産権庁(以下、「INPI」と言う。)との間で、2015年に中南米の特許審査官向けの招へい研修の受入れを開始するなど協力関係を深めつつありますが、これまで国際審査官協議は行われていませんでした。そして、INPIにおける特許審査の待ち期間は約5年と長期化している問題があります。

2016年4月に、初めてINPI-JPO間の国際審査官協議を実施するために、JPOの特許審査官を1名、INPIに派遣することになりました。協議対象となる技術分野は、INPI側の希望を考慮して日本からの特許出願が比較的多い電気通信分野となり、筆者が派遣の機会を頂くことになりました。

## 2. やっぱり遠い? アルゼンチンまでの道のり

「アルゼンチン」に対して、皆さんはどのような印象をお持ちでしょうか。正直なところ、私自身、派遣が決まるまでは「アルゼンチンは日本から見て、ほぼ地球の反対側に有る遠い国」といった程度の印象しか持っておらず、アルゼンチンのことをほとんど知らない状況でした。

手配して頂いたフライトの情報を見ると、改めてアルゼンチンまでの道のりが大変長いものであることを実感しました。成田空港からニューヨーク経由でブエノスアイレスまでのフライトでしたが、成田空港からニューヨークまで約13時間、ニューヨークからブエノスアイレスまで約10時間半で合計23時間半と、ほぼ丸一日、飛行機に乗らなくてはなりません。乗り継ぎ時間の3時間半を合わせると、成田空港を出発してからブエノスアイレスの空港に到着するのは約27時間後になります。機内食も昔に比べて良くなってきたものの、4回続けて機内食となると栄養のバランスも気になりますし、さすがに飽きてしまいます。ですので、機内などで食べるものを何か成田空港で買っていけば良かったなと思いました。

ニューヨークでの乗り継ぎは3時間半あるので時間的に余裕があると思いきや、近年のテロ対策の一環で米国での入国審査では長蛇の列ができていました。「Quick Connection」と書かれた乗り継ぎ用の優

先レーンがあったので、そこに並びましたが、30人ほど並んだ行列の状態から30分ほど待っていても、なぜか列が進みませんでした。入国審査後は、預け入れたスーツケースをいったんピックアップしてから税関を通過、再度スーツケースを預け入れないといけません。このままでは乗り継ぎに間に合わないかもしれないと思い焦りを感じていました。そこに、入国審査場の職員の方が、待っている人々に対して「外交目的の方は居ますか？」と声をかけてきました。持参しているパスポートが外交旅券ではなく公用旅券なので無理かなと思いつつ、審査官協議も広義の外交目的に相当するかもしれないと自分の中で少々都合の良い解釈をし、駄目元でその職員の方に公用旅券を提示してみました。すると、幸運なことに行列の先頭まで連れていってくれて、乗り継ぎに無事に間に合いました。今回はたまたま運が良かっただけかもしれませんが、米国での乗り換え時間は、かなり時間に余裕を持たせたフライトを選ぶ必要があると実感しました。

アルゼンチンは日本から見て、ほぼ地球の反対側に有る国ということで、時差は12時間です。ですので、12時間表記の腕時計は時計の時差調整が不要なので楽でした。

### 3. どんどころ？ アルゼンチン国家産業財産権庁

アルゼンチン国家産業財産権庁 (INPI : Instituto Nacional de Propiedad Industrial) の外国語表記の名称が示すとおり、アルゼンチンは英語圏ではなく、スペイン語圏です。南米にはアルゼンチンの他にもINPIと名の付く産業財産権庁があります。それはポルトガル語圏のブラジルにあるブラジル国立産業財産権院 (INPI : Instituto Nacional da

Propriedade Industrial) です。一説によると、スペイン語とポルトガル語とは語彙の類似度が70%程度もあり文法も良く似ているそうです。確かにアルゼンチンINPIのスペイン語表記 (Instituto Nacional de Propiedad Industrial) を構成する単語と、ブラジルINPIのポルトガル語表記 (Instituto Nacional da Propriedade Industrial) を構成する単語とを見比べても、その類似性が見て取れます。

アルゼンチンINPIは、ブエノスアイレスの中心地から少し離れた場所にあります。派遣中は、在アルゼンチン日本国大使館の方から紹介して頂いたホテルに滞在しました。ホテルはINPIから車で20分ほどの距離が有りましたが、ありがたいことに大使館に便宜供与を行って頂き、ホテルとINPIとの間を車で送迎して頂きました。

INPIの建物は6階建てです (写真1、表1)。入り口に指紋認証のセキュリティーゲートがありました。初日はパスポートを提示して入館登録し、2日目以降は頂いた書類を提示して入館しました。



写真1 INPIの建物

表1 INPIのフロア構成

6階	Presidencia, Relaciones Institucionales e Internacionales, Salon Auditorio	長官室、総務部、国際部、講堂
5階	Direccion de Modelos y Disenos Industrials	特許部 (電気、化学、その他)、意匠部
4階	Direccion de Transferencia Tecnologica	技術移転部
3階	Direccion de Informatices	情報システム部
2階	Direccion Nacional de Patents	特許部 (調整課、方式審査、化学)
1階	Direccion Nacional de Marcas	商標部

初日に、INPI内の見学をさせて頂きました。INPIはJPOと同じく、特許、意匠、商標を管轄しています。印象的だったのはINPI内に技術移転に関する部署があることです。アルゼンチンの特許法第37条～第40条には特許の移転及び契約によるライセンスについて規定されています。

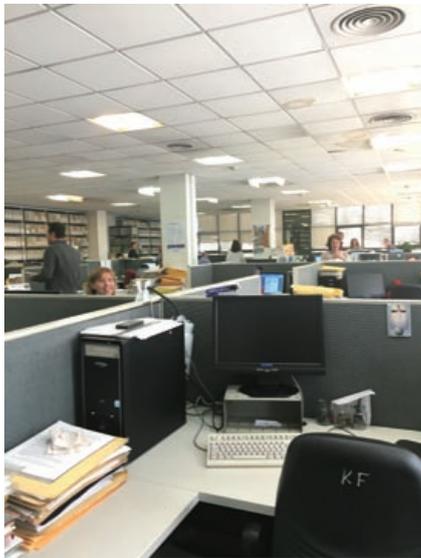


写真2 審査室の様子

現在、INPIの特許審査官は約60名とのことでした。10年前は約30名だったそうですが審査滞貨解消のため増員したそうです。特許審査部の執務室の様子は、フロアや部屋の作りなどの関係で技術分野毎に少し雰囲気異なっていました。パーティションが無く包袋があちこちに無造作に置かれている審査室、ラジオがかかっている少しにぎやかな審査室など様々で、化学系の審査室はパーティションで区切られており整然とした様子でした(写真2)。

ここで、カウンターパートの方などから聴取したアルゼンチンの特許制度、INPIの組織、特許審査官に関する情報などをご紹介します。

アルゼンチンには日本と同様に特許の審査請求制度があります。審査請求期間は日本と同じく出願日から3年以内です。また、日本と同じく実用新案制度もありますが、特許に比べて実用の出願件数は少ないようで、年間の特許出願件数が4000件超なのに対して、年間の実用新案出願件数は200件程度です(図1)。アルゼンチンに特許出願されるそのほとんどは外国出願で、その比率は約83%、残りの約17%が内国出願とのことでした(図2)。INPIは

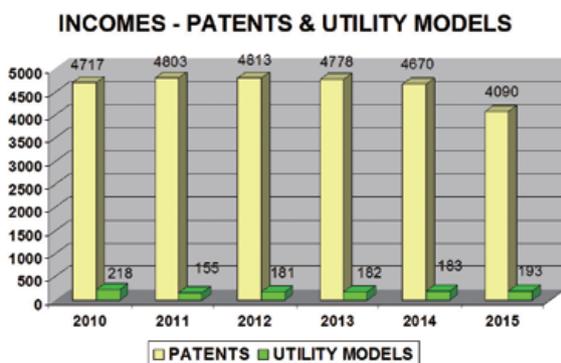


図1 アルゼンチンの特許・実用出願件数

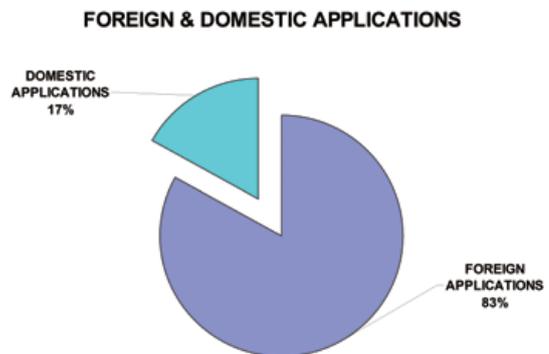


図2 アルゼンチンの特許出願の内外国の内訳

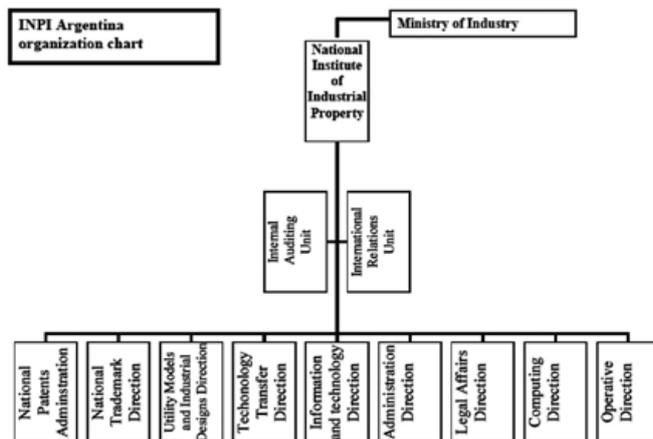


図3 INPIの組織図

AREA	TOTAL
Presidency	22
Industrial Models and Designs Department	9
Legal Affairs Department	40
National Patents Administration	110 (61 Examiners)
Technology Transferece Department	6
Trademarks Department	74
Technological Information Department	22
Operative Coordination Department	71
Computing Development Department	17
TOTAL	450

図4 INPIの人員構成

PCTには加入しておらず、JPOとのPPHにもまだ参加していません(2016年6月の執筆時)。

INPIは産業省(Ministry of Industry)の配下にある組織です(図3)。INPI職員の人員構成は特許審査官約60名の他に、意匠、商標、法律、情報システム関連の部署の職員などを合せて合計の職員数は450名です(図4)。

INPIの特許審査官の採用について、新卒採用は希望者がほとんど無く、職歴のある40代以上の方の採用がほとんどのことでした。採用時に筆記試験は無く、履歴書の提出と面接により採否が決められるようです。カウンターパートのレオンさん(写真3)は、前職では民間の通信関連の会社で働き、その後、2004年、50歳の時にINPIに入庁して、現在62歳で定年退職まであと3年とのことでした。

INPIに入庁した後は、約4か月間の研修が有るそうです。研修は座学のみで試験は無く、INPI内でシニア審査官などが講義を行い法律や実務の基本を教えます。研修後は、シニア審査官のサポートのもと、OJTを行うとのことでした。OJTでは、最初に産業上の利用可能性や記載不備など方式審査段階において、実体審査官が確認すべき事前審査事項についての実務を行うようです。その後、新規性や進歩性の判断を含む実体審査のOJTを行うとのことでした。

INPIでは包袋や書類の電子化が行われておらず、包袋や書類は全て紙媒体で管理されています(写真4)。出願人から提出された出願書類の原本が入った

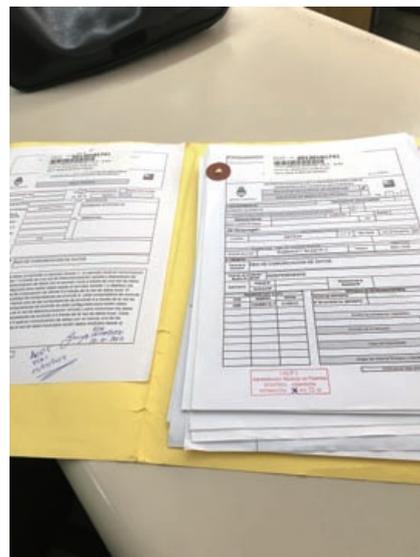


写真4 包袋と書類

包袋にて審査書類が管理され、オフィスアクションの書類には担当した方式審査官と実体審査官の署名が記入されます。その後、特許部のCommissioner(JPOにおける技監相当職)またはSub-Commissioner(JPOにおける調整課長相当職)が内容を確認のうえ署名を行い、出願人にオフィスアクションの書類が送付されるとのことです。現状、INPIには自前のサーチシステムを有しておらず、EPOのespacenetやGoogle Patentを用いたテキストサーチを主に行っているとのことでした。

INPIの特許審査官1名あたりの月間の審査処理目標件数は10件とのことでした。1日の勤務時間は8時間で、勤務開始時間は午前7時から11時の間で選択可能、昼休みは45分間で好きな時間に取れるようです。また、審査処理件数の多寡は昇進や金銭的な待遇面に影響しないものの、月間審査処理目標件数を達成した翌月は、通常は1日8時間勤務のところ、1日7時間勤務に短縮可能となるとのことでした。INPIには食事を提供する食堂は無く、簡単な軽食を扱う売店と食事をするためのスペースがあるのみでした。昼食用の簡単な軽食は、日替わりメニューで、パスタなどの主食、パン、ソフトドリンク、デザートの4点セットで10ペソと格安です(約80円。2016年6月の執筆時点の為替レートに基づく)。

#### 4. どんな感じ? 国際審査官協議

今回の派遣は、国際審査官協議(案件協議)とい



写真3 カウンターパートのレオンさん(右)と筆者

うことで、実案件を用いて議論を行うことで各庁の審査実務の相互理解を目的としています。国際審査官協議には、案件協議の他に分類協議があります。分類協議では各庁の分類の運用や分類改正による国際調和に関する議論を行うことを目的としています。筆者は今回の派遣よりも前に、EPO審査官との国際審査官協議(案件協議)及び(分類協議)に何度か参加させて頂いたことがありました。また、国際研修指導教官の業務の一環として、研修で訪日していたベトナム審査官の審査室OJTの受け入れや中南米の特許審査官向けの研修講師を担当したこともありました。一方、新興国の特許審査官との案件協議は今回が初めてでした。国際審査官協議(案件協議)の派遣前には、事前に共通のпатентファミリーがある案件を協議用の案件として選定するのですが、日本とアルゼンチンとの両方にпатентファミリーがある案件は少ないため、ある程度、自分の専門外の技術分野を含めて案件の選定をする必要がありました。また、業務の効率性の観点からは、両庁において審査未着手の案件を協議案件として抽出することが望ましいのですが、新興国との案件協議では、共通のпатентファミリーが有る案件が少ないことが多々あります。このような場合、新興国との案件協議では、技術分野の幅や時期的な条件を緩和して案件の選定を行う必要があると感じました。また、各国で審査の着手時期は大きく異なります。審査官協議の際には、お互いに事前準備をどの程度行うかについては、相手側の庁の置かれている状況などを十分に考慮したうえで、柔軟に協議案件や協議内容を決めた方が良いと感じました。

今回の案件協議では、事前に選定した3件の実案件について、カウンターパートのレオンさんとお互いの審査実務の内容や手順を英語で説明し合いながら進めました。レオンさんの話によれば、INPIでは約8割が外国出願であり審査着手までの期間が約5年ということから、EPOやUSPTOの審査結果が利用できる場合が多く、EPOのespacenetとUSPTOのPublic Pairとを用いてEPOとUSPTOの審査結果をそれぞれ確認しているとのことでした。両方のウェブサイト을別々に確認しなくとも、例えばEPOのespacenetからGlobal Dossierを利用すれば、USPTOやJPOの審査結果をまとめて参照可能であることを、私からレオンさんにPCを使いながら手順を示し

ました。すると、大変便利であるので同僚にも知らせたいとの喜びのコメントを頂くことができました。また、AIPNを利用すれば、Google翻訳を使って英語のみならず、スペイン語でもJPOのオフィスアクションなどの書類情報が参照可能であることも紹介し、INPIがAIPNに参加するために必要な登録フォームや利用条件などについて説明しました。

また、今回の派遣中に、JPO側から2回プレゼンテーションを行う機会を頂きました。初日のプレゼンテーションではJPOの概要と審査基準を紹介し、2日目のプレゼンテーションではJPOの特許審査迅速化のための取組と、PPHや国際審査官協議・国際審査官協力などの紹介を英語で行いました。INPIには、英語が得意な方がそれほど多くないようでしたが、熱心に耳を傾けて頂き、プレゼンテーションの最中や終了後に数名の方々から質問を頂きました。スペイン語への通訳の方を隣に連れた幹部と思われる方にも参加して頂いていたようで、JPOのことに興味を持って頂けることをありがたく感じました。プレゼンテーションの最後に、昨年度、調整課審査企画班の皆様にご主導して頂き、国際研修指導教官全員で作成した標準研修テキストの冊子と(写真5)、その電子データを格納した電子媒体をINPI側のコーディネーターの方に手渡したところ、大変喜んで頂き、INPI内で共有して頂けるとのことでした。

最終日には、INPIのPresidentであるMario Aramburu長官(2016年6月の執筆時点)を表敬訪問する機会を頂きました。アルゼンチンではマテ茶が有名でお茶の文化があるので、お土産に日本の緑茶をお持ちしました。Aramburu長官は普段良く緑茶を飲まれているとのこと、緑茶のパッケージを



写真5 標準研修テキスト



写真6 修了証

興味深そうにご覧になられているお姿が印象的でした。そして、Aramburu長官からは、1週間の審査官協議を無事に終えたとのことで、長官の署名入りの修了証を頂きました(写真6)。このような修了証を長官から頂けるとは思ってもみませんので、驚きも相まって感慨ひとしおでした。

## 5. アフター5は？ 特許事務所訪問など

今回の出張は、JPOからJETROニューヨーク事務所に出向されている今村部長にご同行頂きました。移動や食事の際にご同行頂けたとともに、多方面にわたってサポートして頂きました。単身で未知の国に出張する私にとって、特許庁から出向されている先輩からサポートして頂けることは大変心強く、先輩のお仕事ぶりも拝見させて頂くことができ、大変ありがたかったです。私がINPIで案件協議を行っている際に、今村部長は、現地の法律事務所や日本企業をご訪問され、アルゼンチンの知財情報などを収集していらっしゃいました。移動や食事の際に、今村部長が入手された現地の知財情報を聞くと、審査官協議のみでは知ることができなかったアルゼンチンを取り巻く知財状況などを知ることができて大変有意義でした。

派遣中、INPIでの用務終了後に、今村部長が現地の法律事務所へ訪問される際に、同行させて頂く機会がありました。訪問先の事務所はObligado&Ciaという1889年に創立され、アルゼンチンで最初に知財を扱った歴史ある事務所とのことでした。所長のフェデリコさん(Mr. Federico A. Aulmann)には大変ご丁寧にご対応頂き、いろいろ

と情報収集させて頂きました。ここで、その際に聴取することができた情報を一部ご紹介します。

南米では特許よりも商標の出願件数が多い国が多いようです。アルゼンチンでも特許出願は年間4000~5000件なのに対して、商標出願は年間70000件ほどあるそうです。また、外部ユーザーの一意見として、INPIの特許審査の遅延、審査の効率性を問題視していて、今後、PPHなどの取り組みが上手くいき、特許出願が増加することに期待しているとのことでした。また、アルゼンチンでは特許出願及び特許のライセンス締結により税金の軽減措置があるとのことでした。

INPIがPCTに加盟していない大きな理由として、地元のジェネリック医薬会社からの強い反対が背景にあるようです。アルゼンチンは中東、ロシア、東南アジアなどにジェネリック医薬を輸出する重要な拠点のようです。PCT加盟により医薬分野がプロパテント化することに対して、地元ジェネリック企業が反対の立場にあり、ロビー活動を積極的に実施しているなどの背景から、PCTの加盟には至っていない様子でした。

昨年12月に新たに大統領となったマクリ大統領が率いる新政権は、アルゼンチンの経済を活性化するための改革路線をとっているようで、PCT加盟にとっては追い風の状況にあるようです。しかしながら、当面の間は経済再興などの大きな問題への対処が優先事項であり、PCTの加盟に舵をきるとしても、しばらく時間がかかると思われるとのことでした。

## 6. 奥深い？ アルゼンチンの文化

派遣が決まるまで、アルゼンチンのことをほとんど知らなかった私ですが、派遣前には予習をしておきました。大使館のホームページを見たり、ガイドブックを読んだり、アルゼンチンの音楽やサッカーに詳しい同僚の方々からお話を聞かせて頂いたりするなど、いろいろな情報源をもとに予習をしました。おかげさまで、出発するまでには、アルゼンチン出身のクラシックの著名な女性ピアニスト「マルタ・アルゲリッチ」という方がいて良く訪日されていること、マラドーナやメッシに代表される有名なサッカー選手を輩出しているアルゼンチンはワールドカップで輝かしい実績をあげていることなどを話

題にできるくらいにはアルゼンチンの文化を事前に知ることができました。現地に着いてからもアルゼンチンの文化を知れば知るほど、アルゼンチンの文化に対する興味も徐々にわいてきました。

「アルゼンチンの食文化」と聞いて、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか？ ブラジルのお隣の国であるアルゼンチンでも、ブラジルと同様に肉料理が有名です。行きのフライトで4回続けての機内食の後、アルゼンチンでの最初の食事は、アルゼンチンの肉料理で有名なレストランで頂くことにしました。注文した「パリジャータ」はアルゼンチンの名物料理で、一言で言えば「焼いた肉の盛り合わせ」です(写真7)。牛肉、豚肉、鶏肉、ソーセージとあらゆる焼いた肉がてんこ盛りで、メニューには2人前と書かれていましたが、ゆうに4人前はあるようなボリュームに圧倒されました。アルゼンチンはワインの生産量が世界第5位とワインも比較的有名です。赤ワインとともに頂くパリジャータ、初めのうちは美味しく頂くことができました。食が進むにつれて次第に、テレビ番組の大食い選手権に挑戦しているかのような気持ちになってきて、結局、完食には至りませんでした。良い思い出ができました。



写真7 焼き肉の盛り合わせ：パリジャータ

## 7. さいごに

JPOとアルゼンチン国家産業財産権庁(INPI)との協力関係は、まだ始まって間もないです。今回の派遣では、カウンターパートのレオンさん、法律事務所のフェデリコさんなど、多くの方々と新たに知り合うことができました。また、今回の派遣では、2015年の7月に中南米の特許審査官を初めて日本に招へいした研修で国際研修指導教官として講師を務めさせて頂いた際に、INPIから研修生として来ていた方々とも再会することができました。日本とアルゼンチン、物理的な距離は遠く離れています。一方、国際審査官協議・協力などを通じてJPOとINPIとの間の信頼関係が醸成されていくにつれて、組織間、人と人との間に内在する内面的な距離は、より縮まっていくことが実感できました。私自身、派遣前はほとんど知らなかったアルゼンチンという国、アルゼンチンの文化、アルゼンチンの人々が、今回の派遣を通じて好きになることができました。特許審査の滞貨に悩んでいるINPIは、かつてのJPOと重なる部分があります。特許審査の滞貨解消に成功したJPOならではの協力が、INPIに対して今後も深化していくことを願います。

最後になりますが、この場をお借りして、本派遣に際してお世話になった皆様、本派遣の機会を与えてくださいました関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

### profile

岡 裕之 (おか ひろゆき)

平成14年 特許庁入庁(審査第四部デジタル通信)調整課、普及支援課などを経て現職